

「えんがわ棚マルシェ 使用ルール」

□マンスリーオーナー(借受者)

・みんなのえんがわ中央町の基本理念と活動方針に賛同する東久留米市民、および市内に活動拠点のある団体であること。

□えんがわ棚マルシェ使用料金

- ・棚1口(約 0.3 m²) 2,600 円+消費税/月、を基準とします。(使用料金表 P5)
- ・貸出期間は 1 カ月単位とし、ひとり(または1団体)棚 1/2~1口までとします。申し込み多数の場合は運営委員会で検討します。
- ・使用の目的や団体により、使用料金が異なります。対象は運営委員会で定めます。
- ・営利目的の企業、政治、宗教、反社会的な活動団体は対象外です。
- ・月の途中から開始した場合でも、1 か月分の使用料金が発生し、日割り精算は行いません。
- ・使用料金の支払は、指定された日までに郵便局の払込書(使用料払込人負担)で行ってください。みんなのえんがわ中央町及び東久留米市社会福祉協議会では金銭授受をしていません。なお、支払い以降にマンスリーオーナー都合でキャンセルされた場合、キャンセル料として使用料金の全額を申し受けますのでご了承ください。

□えんがわ棚マルシェでできること

- ・作品の展示、団体の活動の宣伝ができます。
- ・マンスリーオーナーを販売者として、無人販売にて自主製作品等の販売や有償頒布ができます。(みんなのえんがわ中央町では、金銭を取り扱いません)

□陳列、入替について

- ・棚にマンスリーオーナーの「氏名(または屋号、団体名)」と「問い合わせ先電話番号」を掲示してください。
- ・搬入、入替え、撤去などの作業は、みんなのえんがわ中央町が開所している時間内に行ってください。
- ・マンスリーオーナーが責任を持って常に清潔な状態を保つようにしてください。掃除に必要な用具は持参してください。
- ・棚の大きさを超える陳列はできません。
- ・電源の使用はできません。
- ・棚に付随した備品(机や椅子等)の貸し出しは行いません。
- ・みんなのえんがわ中央町及び東久留米市社会福祉協議会では、陳列された品物の在庫管理は一切行いません。防犯カメラはありません。陳列された品物が盗まれた・傷つけられた場合の返金、損害の補償などは行っておりません。

□無人販売がある場合の金銭の管理

- ・商品代金の授受は、鍵のかかる入金箱により行い、入金箱内の金銭はマンスリーオーナーの責任において管理してください。
- ・入金箱は、マンスリーオーナーが用意し、「氏名(または屋号、団体名)」を明記してください。

- ・みんなのえんがわ中央町及び東久留米市社会福祉協議会では、商品代金の金銭管理を行わず、不足、紛失などに関するいかなる責任も負いません。
- ・みんなのえんがわ中央町及び東久留米市社会福祉協議会では、釣銭の準備、両替はしません。お客様が支払いやすい価格の設定をお願いします。
- ・お客様が誤って商品代金よりも多くの金銭を入金箱に投入した場合は、お客様からマンスリーオーナーに直接連絡します。マンスリーオーナーにおいて速やかに対応してください。
- ・入金箱の代金は、販売商品の入れ替えの際に回収してください。

□無人販売がある場合の商品と棚の掲示について

- ・できる限り個別包装し、必ず商品名称、価格(税込み)、問い合わせ先(連絡先)を記載してください。
- ・商品の表示は、マンスリーオーナーの責任において、法令、業界団体等で定められた表示事項を明記、掲示してください。(手書き可)
- ・個別にラベルをしない場合は、価格表を作成するなどの方法により、表示事項を一括で明記してください。
- ・みんなのえんがわ中央町及び東久留米市社会福祉協議会は、必要な表示を行わなかったことによる苦情、賠償責任請求、行政処分等について責任を負いません。

□無人販売できない商品

品目	具体例
生き物	昆虫類、ペット(魚類を含む)
危険物・火気類	包丁、ナイフ、灯油、花火、ライター
法律により販売を禁じられているもの	薬品類
高額な商品	貴金属、宝石類、インテリア類
家電製品	購入年月日の証明が必要なもの
中古品・転売品	使用済みのもの、新品だが譲り受けたもの、転売目的で購入したもの
権利を侵害するもの、詐欺など	他者の権利(商標、著作権、肖像権、パブリシティ権など)侵害する恐れのあるもの、詐欺的なものや悪質商法など、公衆に不利益を及ぼすもの
非科学的な事象や疑似科学の品物	迷信、民間伝承を根拠にするもの又はこれらを利用した物品 お守り、病気が治るパワーストーン

□無人販売で食品を取り扱う場合

- ・一般流通を目的に生産・製造されたもので、かつ店舗などで実績のある者に限ります。
- ・冷蔵による提供が必要なものや、調理加工したものは販売できません。(ヨーグルト、お弁当等)
- ・取り扱う食品が、当マルシェで販売が可能か否かは、マンスリーオーナーが管轄保健所に直接確認してください。管轄保健所より販売に当たっての営業許可が必要なものは販売できません。
- ・食品表示基準は、法令、業界団体等で定められた最新の内容を守ってください。

- ・3 日間以内を目安にして、商品が傷む前にマンスリーオーナーの責任で入替または撤去してください。

品目	具体例	表示
野菜・くだもの	野菜・くだものは、商品ごとにビニールまたはラップなどで包装され、できるだけカットされていない状態であること。 収穫日を含めて2 日以内(陳列時)であること。 きのこ・山菜類は栽培されたものに限ります。「生産者登録証の写し」、きのこは「栽培記録管理簿」を提出してください。	名称、産地、販売者名、問い合わせ電話番号、金額
米	商品ごとにビニールまたはラップなどで包装されていること。 精米時期から 1 カ月以内のものであること。	名称、原料玄米(産地・品種・産年)、精米時期(年月日)または年月旬(上旬・中旬・下旬)、内容量、販売者名、問い合わせ電話番号、販売価格(税込み)
卵	商品ごとにビニールまたはラップなどで包装されていること。 卵選別包装施設における検卵がなされていること。 産卵日を含めて 2 日以内(陳列時)のもの。	名称、産地、採卵年月日、選別包装者住所、選別包装者氏名、保存方法、使用方法、販売者名、問い合わせ電話番号、金額
菓子・パン類	商品ごとにビニールで密閉包装されていること(ラップ不可) 冷蔵、冷凍保存が不要なもので、原材料を焼き上げたものであること。(焼き上げた後の加工品は不可…サンドイッチ、シュークリームなど)	商品名、原材料名(アレルギー表示など)、添加物、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、商品関連事業者の名称・所在地、製造所の所在地及び製造者名称、栄養成分の量及び熱量、販売価格(税込み)
加工食品、その他の品目	商品ごとにビニールで密閉包装されていること(ラップ不可) 冷蔵、冷凍保存が不要なもの。酒類は不可。	名称、保存方法、消費期限または賞味期限、原材料名、添加物、内容量及び子軽量及び内容総量、栄養成分の量及び熱量、食品関連事業者の氏名または名称および住所、製造所または加工所の所在地および製造者または加工者の氏名又は名称等

□お客様対応

- ・お客様との対応や商品に関する一切の責任は、マンスリーオーナーが負うものとし、お客様からの問い合わせ、苦情などには速やかに対応してください。
- ・お客様とのトラブルなどに発展すると判断した場合は、商品を撤去する場合があります。この場合、お支払いいただいた使用料金は返金いたしません。

□その他

・貸出期間終了後10開所日以内に、陳列した品物の撤去及び代金の回収をしてください。万が一、10開所日を経過してもなお商品が残存する場合はマンスリーオーナーがこれらの所有権を放棄したものとみなし、東久留米市社会福祉協議会において適正に処分します。なお、当該処分に要した費用はマンスリーオーナーの負担とし、後日、東久留米市社会福祉協議会の請求に基づきお支払いいただきます。また、未回収の販売代金については、東久留米市社会福祉協議会にて収納するものとし、返金には応じかねます。

・次の場合には、取引を中止、商品を撤去するとともに、お支払いいただいた使用料金の全額を申し受けるものとし、返金には応じかねます。また、商品撤去に要した費用はマンスリーオーナーの負担とし、後日、東久留米市社会福祉協議会の請求に基づきお支払いいただきます。また、入金箱の販売代金は東久留米市社会福祉協議会が指定する日時までに回収していただきます。当該日時を経過した時点で未回収の販売代金については、東久留米市社会福祉協議会にて収納するものとし、返金には応じかねます。なお、新たな申し込みがあっても契約いたしません。

○マンスリーオーナーが「社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 みんなのえんがわ中央町えんがわ棚マルシェ貸出要綱」および「えんがわ棚マルシェ 使用ルール」記載事項に違反したとき

○マンスリーオーナーが反社会的勢力もしくはこれに準ずる組織であること、またはこれらの組織と関係があることが判明したとき

○貸出申請書に記載された電話番号に連絡をしても、1週間以上マンスリーオーナーと連絡が取れなかったとき

□使用料金の減免

マンスリーオーナー(借受者)	内容	金額
全ての借受者	売り上げの全額をみんなのえんがわ中央町の運営費として寄付するもの	全額免除
市内に活動拠点がある 非営利の福祉施設、特別支援学校	ノーマライゼーションの啓発や広報として。売り上げは団体の運営費に充てる、または非営利団体に寄付するもの	半額免除
社協ボランティアセンター登録に登録する団体(団体の活動報告の提出があること)	団体の活動の啓発など。売り上げは団体の運営費に充てる、または非営利団体に寄付するもの	半額免除

□棚番号と使用料金表（1口 2,600 円+消費税 10%込み）※別途 払込み手数料あり

東側1～5	使用料金	半額免除
棚 1口	2,860 円	1,430 円
棚 1/2	1,430 円	715 円

東側 縦 48cm×横 86cm×奥行 34cm=床面積 0.3 m²（小数点第 1 位で 4 捨 5 入）

棚 1	棚 3		棚 5	事務用品
棚 2	棚 4		コーヒー	駄菓子

西側 縦 48cm×横 86cm×奥行 39.5cm=床面積 0.3 m²（小数点第 1 位で 4 捨 5 入）

引き戸	引き戸	引き戸	引き戸		棚 6	棚 8
引き戸	引き戸	引き戸	引き戸		棚 7	棚 9

□問い合わせ先

社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 みんなのえんがわプロジェクト担当

〒203-0033 東久留米市滝山 4-3-14 わくわく健康プラザ 2 階

電話 042-471-0294 ファクス 042-476-4545

メール <https://higashikurume-shakyo.or.jp/contact-us/>



以上

令和 7 年 3 月 27 日 修正